

蒲郡市モーターボート競走場公金輸送業務委託仕様書

1 委託業務名

蒲郡市モーターボート競走場公金輸送業務

2 甲、乙、丙は次のとおりとする。

- (1) 「甲」蒲郡市モーターボート競走事業
- (2) 「乙」は受託者
- (3) 「丙」は蒲郡信用金庫

3 委託目的

本業務は、甲の公金管理の安全性向上と効率化を目的とする。

4 公金の定義

本仕様書における、蒲郡市ボートレース事業部公金（以下「公金」という。）とは次のとおりとする。

- (1) 両替用資金（以下「資金」という。）
- (2) 勝舟投票券の売上から払戻金、返還金等を繰替払いした残金（以下「売上金」という。）
- (3) 入場料金
- (4) 過誤金
- (5) その他蒲郡市ボートレース事業部所管と認められる公金

5 業務委託期間

自：令和8年6月25日 至：令和12年6月24日
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

6 委託場所

- (1) 愛知県蒲郡市竹谷町太田新田1番地1 蒲郡市モーターボート競走場（以下「競走場」という。） 指定場所
- (2) 公金の所在する場所は、本場、ボートウイング（以下「外向発売場」という。）の2箇所とする。
ただし、本場非営業日の場合は、本場又は外向発売場の1箇所とする。

7 集配回数と集配時間

集配回数は1日1回、集配時間は午後1時から午後3時までの間とする。
ただし、集配時間は甲の職員1名の立会を要するため、集配時間は毎日不定

ではなく、可能な限り一定の集配時間とすること。

8 集配日

毎日行うものとする。但し、集配が必要ない日は事前に甲が乙に通知する。

9 公金の集金と翌営業日に使用する資金の配金方法

- (1) 甲が指定する金種で整えた資金総額を一度に配金するものとする。
- (2) 上記(1)と同時に、甲の指定する場所より前営業日の公金を集金するものとする。
- (3) 公金の集金翌営業日資金受渡のための警備員は集配の都度、身分証明書（社員証）及び貴重品運搬業務に係る合格証明書を提示すること。また、乙は警備員には本業務の遂行中は常に写真付きの身分証明書を携帯させなければならない。

10 資金の取扱

- (1) 資金は甲が所有し、乙の厳重な保管のもと、開催に支障が生じないように、乙が管理運用するものとする。なお、資金の保管に係る費用については委託費用に含めるものとする。
- (2) 資金の口数及び1口の金額は甲乙協議のうえ決定する。なお、資金の運用額変更については、変更日の前月20日までに甲から乙に申し出るものとする。
- (3) 資金の取扱については、甲及び乙との間で覚書を締結する。なお、丙を覚書の締結者に含めることを妨げない。
- (4) 委託契約終了時または業務遂行不能時及び甲の要請があった場合には、乙は資金を甲に速やかに返還するものとする。

11 業務内容

- (1) 甲の行う業務は次のとおりとする。
 - ア 開催終了後、公金を投票所毎に集計精査し本場又は外向発売場の2箇所に集める。
 - イ 公金集配の立会業務
 - ウ その他上記各号に付随する業務
- (2) 乙の行う業務は次のとおりとする。
 - ア 集金公金の輸送業務
 - イ 集金公金の整理業務（両替手数料が発生する場合は乙の負担とする。）
 - ウ 配金公金の輸送業務
 - エ 甲が指定する金融機関（丙 本店）に売上金に該当する金額を甲の営業

日の翌日に丙に持ち込み又は送金すること。なお、翌日が丙の非営業日の場合は、その翌営業日とする。なお、丙への持ち込み又は送金の際に手数料が発生する場合は乙の負担とする。

オ 売上金の持ち込み又は送金の状況を証明する書類を甲へ月 1 回提出すること。

カ その他上記各号に付随する業務

(3) 丙の行う業務は次のとおりとする。

ア 乙が持ち込み又は送金した売上金の入金業務

イ その他上記各号に付随する業務

12 管理責任の終始

甲の管理責任の終始は、競走場内の甲の指定する場所において、公金を甲の職員立会のもと、指定授受簿等にて相互押印した時点とする。

13 関係法令等の遵守

ボートレース蒲郡公金輸送業務委託の運営にあたっては関係法令、関係条例等を遵守すること。

- (1) モーターボート競走法
- (2) 地方公営企業法
- (3) 地方自治法
- (4) 蒲郡市モーターボート競走事業契約規程
- (5) 蒲郡市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (6) 蒲郡市情報公開条例
- (7) 蒲郡市公契約条例
- (8) 労働基準法
- (9) 労働関係調整法
- (10) 最低賃金法
- (11) その他業務に必要な法令

14 業務委託料の支払い

委託料の支払いは月払いとし、乙は甲から当該月の業務確認を得た後、当該の委託料の請求を行うこと。甲は当該請求のあった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

15 契約の解除等

(1) 契約解除要件等 甲乙に関する事項

ア 乙が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こ

したとき

- イ 甲に提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- ウ 乙の財産状況が著しく悪化し、業務の履行ができないとき又は履行の見込がないと甲が判断したとき
- エ 契約に違反しその違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき
- オ 甲が行う必要な指示（改善勧告）に従わないとき又は指示内容に係る改善が見られないとき
- カ 個人情報保護、情報の公開等の手続きの取り扱いが不適切であると甲が認めるとき
- キ その他業務委託することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

(2) 損害賠償

上記(1)により契約解除があった場合、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) その他

- ア 乙は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに甲に報告すること。
- イ 不可抗力等、甲及び乙双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について甲と協議する。
- ウ 乙は、自己の都合により契約解除を求める場合、その後の業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をすること。
- エ 契約翌年度以降、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

16 事故発生時の処置

- (1) 暴行、傷害、盗難等の事案が発生した場合は、甲の警備本部の協力の上、逮捕協力又は警察に届け出る等の措置を講じること。
- (2) その他重要案件が発生した場合は、甲の警備部門へ速やかに連絡し、協力の上解決すること。

17 その他

- (1) 本仕様書は、本業務に関する大綱を定めるものであることから、本仕様書に記載のない事項であっても、常識的に必要と認められる事項については受託によって充足し、業務を确实かつ誠実に行うこと。

(2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲乙丙が協議して定める。